

AOMORI LAW AND POLITICAL SCIENCE REVIEW

No.15 2014

CONTENTS

Articles

Subjektive und objektive Bedeutungsinhalt des Wahlrechts: Ein Beispiel der Interpretation des Wahlrechts in Deutschland	OHIWA Shintarou	1
The Fukushima Daiichi Nuclear Disaster and the Right to Evacuate	FUKUTA Kentaro	12
Questioning of Child Contact as a Basic Principle: The Practice without the Dogmatism by a Psychological Standpoint	WATANABE Yoshihiro	34
Security Interests in Personal Property: Cases and Problems in Japan	MURATA Teruo	52
Consideration about Nobushige Hozumi's Legal Evolution	ISHIZAWA Ayayuki	65
Pacifism and the Constitution of Japan	AIZU Akio	79

Reserch Notes

Rechtsnatur des Wahlrechts (nachtraeglicher Aufsatz)	HORIUCHI Takeshi	95
On the Dicey's "Flexible and Rigid Constitutions"	ISHIZAWA Atsuyoshi	105

Case Comments

The Responsibility of the Arranger and Agent in Borrower Fraud in the case of Syndicated Loan	KURIBARA Yukiko	112
Equality of the Vote-Value and "Rational Period"	OOTAKE Akihiro	121

AOMORI LAW INSTITUTE

ISSN 1345-8094

青森法政論叢

第15号 2014年

目次

論文

選挙権の主観的・客観的意味内容 —ドイツにおける選挙権解釈の一例—	大岩慎太郎	1
子ども・被災者支援法の現状 —「避難する権利」と基本方針の課題—	福田健太郎	12
面会交流原則的実施方針に対する疑問 —心理学的知見の教条化を排した実務運用はどうあるべきか—	渡辺 義弘	34
わが国における「集合動産譲渡担保」関連判例の動向について —最一小判平18・7・20民集60巻6号2499頁を中心として—	村田 輝夫	52
穂積陳重の法律進化論に関する一考察 —穂積陳重の法認識—	石澤 理如	65
平和主義と戦後憲法学	會津 明郎	79

研究ノート

選挙権の法的性格・補論	堀内 健志	95
ダイシーの「硬性憲法・軟性憲法」論について	石澤 淳好	105

判例研究

シンジケートローンにおける借入人詐欺とアレンジャー・エージェントの責任	栗原由紀子	112
投票価値の平等と「合理的期間」	大竹 昭裕	121

青森法学会

青森法学会規約

- 第1条** (名称) 本会は「青森法学会 (Aomori Law Institute)」と称する。
- 第2条** (目的) 本会は法学・政治学およびその関連分野の研究・普及を図ることを目的とする。
- 第3条** (事業) 本会は次の事業を行う。
- 1 研究会・講演会の開催
 - 2 研究誌の発行
 - 3 その他、総会で適当と認めた事業
- 第4条** (事務局) 本会の事務局は弘前大学人文学部研究室内に置く。
- 第5条** (会員) ①以下のいずれかに該当する者は、本会会員となることができる。
- 1 青森県内の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する法学・政治学およびその関連分野の研究者
 - 2 青森県内の法曹、その他法律・行政に関わる実務家
 - 3 青森県内の大学・大学院に在籍する学生およびその卒業生で、本会会員の推薦を受けた者
 - 4 その他本会の趣旨に賛同する者（法人を含む）で、本会会員の推薦を受けた者
- ②会員になろうとする者は、理事会に入会を申し込み、その承認を得るものとする。
- ③会員は総会で定める年会費を納入しなければならない。
- 第6条** (役員) ①本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
 - 2 理事 若干名
 - 3 監事 1名
- ②前項第2号ないし第3号の役員は総会で選出する。役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- ③第1項第1号ないし第2号の役員をもって理事会を組織する。
- ④第1項第1号の役員は理事会において互選により決定する。
- 第7条** (総会) ①会長（会長に事故がある場合はその代理、以下同じ）は毎年1回総会を招集しなければならない。また、会長が必要と認めるときは、何時でも総会を招集することができる。
- ②総会は会員の3分の1の出席をもって成立する。
- ③総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。総会に出席しない会員は、書面により他の会員に議決権の行使を委任することができる。
- 第8条** (改正) 本規約を改正するには、総会における出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 附則** 1. 本規約は1999年1月24日から効力を有する。

青森法学会役員 会長 堀内健志（弘前大学） 理事 尾崎正利（青森中央学院大学）
理事 大竹昭裕（青森県立保健大学） 理事 村松惠二（弘前大学）

青森法学会学術雑誌規程

1. 青森法学会は、法学・政治学およびその関連分野の研究の発展を目的として、『青森法政論叢』（以下本誌という）を刊行する。
2. 本誌の編集は、青森法学会におかれる編集委員会が行う。
3. 本誌に投稿する資格を有する者は、次の通りとする。
①青森法学会の会員
②編集委員会が特に認めた者
4. 使用言語は原則として日本語または英語とする。
5. 本誌に掲載する原稿の種類と長さ（400字詰め原稿用紙換算）は、原則として、以下の通りとする。英語の場合もこれに準ずる。
論文 70枚以内 研究ノート 40枚以内 判例研究 30枚以内
報告 30枚以内 書評 20枚以内
6. 投稿原稿の採否に関しては、編集委員会の委嘱する審査委員の審査を経て、編集委員会で決定する。
7. 原稿の掲載が決定した者に対し、雑誌発行に要する費用の一部について、応分の負担を求められることがある。

執筆者紹介

大岩慎太郎（福島工業高等専門学校 憲法）
福田健太郎（近畿大学 民法）
渡辺 義弘（弁護士 民事手続法）
村田 輝夫（関東学院大学 民法）
石澤 理如（吉野作造記念館 法思想史）
會津 明郎（憲法）
堀内 健志（弘前大学名誉教授 憲法）
石澤 淳好（東北薬科大学 憲法）
栗原由紀子（尚絅学院大学 民法）
大竹 昭裕（青森県立保健大学 憲法）

青森法政論叢編集委員会

大竹昭裕（委員長） 小俣勝治

児山正史 西東克介 村松惠二

2014年8月31日発行 ￥1200+税
編集兼 青森法学会
発行者 〒036-8560 弘前市文京町1番地
弘前大学人文学部内
印刷所 ぶりんていあ第二